

(別紙)

県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の  
兼任に関する取扱い

## 1 現場代理人と業務代理人の兼任要件

現場代理人と業務代理人の兼任は、次の要件のいずれも満たす場合に実施することができる。

- (1) 工事と小規模修繕等業務委託の双方が、同一発注機関の案件であること。
- (2) 小規模修繕等業務委託1件の予定価格が2,000万円未満であること。
- (3) 兼任できる工事の件数は、次のとおりとする。
  - ア 工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)以上の場合は、兼任できる工事の件数は、原則1件とする。
  - イ 兼任しようとする工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)未満の場合(兼任しようとする他の工事の請負代金の額も3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)未満)は、兼任できる工事の件数は、原則2件とする。
  - ウ ア、イで兼任しようとする工事箇所に隣接し連続した同種の3,500万円(建築一式工事にあっては7,000万円)未満の工事箇所については、ア、イの原則外として兼務件数を1件として取扱うことができるものとする。
- (4) 工事現場が、兼任しようとする小規模修繕等業務委託の業務地域内であること。
- (5) 兼任しようとする小規模修繕等業務委託の実施に当たり、支障等がないと発注者が判断した場合であること。

## 2 現場代理人と業務代理人の兼任を認める場合の判断基準

現場代理人と業務代理人の兼任を認める場合の判断基準は、次の要件のいずれも満たす場合とする。

- (1) 工事が、現場代理人常駐義務緩和通知「1 常駐義務を緩和する場合の判断基準」を満たしていること。
  - (2) 現場代理人が、他の工事の主任技術者と兼任していないこと。
  - (3) 兼任しようとする小規模修繕等業務委託の件数が1件であること。
  - (4) 工事現場と、兼任しようとする小規模修繕等業務委託の業務箇所間の距離及び移動時間が次の範囲内であること。ただし、発注者が支障ないと判断した場合は、その範囲を超過することができるものとする。
    - ・ 工事現場と、兼任しようとする小規模修繕の業務箇所のうち工事現場から最も遠い地点間の直線距離が20km以内、かつ、高速自動車国道を通行しない通常交通事情における移動時間が概ね20分以内であること
  - (5) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡を取ることができ、発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応が可能なこと。

また、現場代理人が工事現場を離れる場合は、工事現場に連絡員等を設置し、携帯電話等で常に連絡が可能であること。
- \* 携帯電話の通話ができない区域の工事現場においては、近傍の現場事務所等に固定電話を設置していること。

### 3 兼任申請

受注者が、現場代理人と業務代理人を兼任しようとする場合は、「現場代理人・業務代理人兼任申請書」(様式1)により申請させること。この場合、申請は工事の監督員に提出するものとする。

発注者は申請書を受理したときは、速やかに「現場代理人・業務代理人兼任承認通知書」(様式2-1)又は「現場代理人・業務代理人兼任否認通知書」(様式2-2)により兼任の可否等を通知すること。

兼任申請しようとする工事の件数が2件以上となる場合は、次によること。

- (1) 1の(2)のウにより、兼務件数の原則外として2件以上を1件として取扱う場合、兼任申請では、請負代金の額が一番大きいものを兼任申請書に記載するものとし、兼務件数を1件として取扱う兼任申請書に記載しない工事についても、申請時に同時に申し出させる(様式任意)こと。また、兼任申請後に工事箇所隣接し連続した同種の3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)未満の工事箇所が追加となり、現場代理人を兼務しようとする場合は、発注者に申し出させ承認を得る(様式任意)こと。
- (2) 2件の工事(1)により、兼務件数の原則外として2件以上を1件として取扱う場合を除くと業務代理人の兼任申請をする場合は、予めそれらの工事同士の現場代理人の兼任が発注者により認められているものであること。また、1件の工事と業務代理人の兼任が認められた後に、もう1件の工事の現場代理人との兼任申請をする場合は、工事同士の現場代理人の兼任申請と、両工事と業務代理人の兼任申請を改めて行うこと。

### 4 小規模修繕等業務委託間の業務代理人の兼任

小規模修繕等業務委託の業務代理人は、約款等に特段の定めがない限り、他の小規模修繕等業務委託の業務代理人との兼任が可能であることを留意すること。

### 5 入札公告、指名通知書等への記載

県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任は、原則、本通知によるものとし、入札公告、指名通知書等への記載は行わないものとする。

本通知により難しい場合は、建設業課と協議すること。

様式 1

## 現場代理人・業務代理人兼任申請書

年 月 日

発注機関の長

(受注者) 住所  
氏名

印

貴事務所発注の下記建設工事及び小規模修繕等業務委託について、現場代理人と業務代理人の兼任を申請します。

### 記

受注者名			
現場(業務)代理人氏名		連絡先	
兼任を申請する工事 (工事1)	工事名		
	工事箇所		
請負金額(税込) ¥ _____	工期	年 月 日から	年 月 日まで
	監督員		
兼任を申請する工事 (工事2)	工事名		
	工事箇所		
請負金額(税込) ¥ _____ ※工事2件と業務代理人の兼任を申請している場合	工期	年 月 日から	年 月 日まで
	監督員		
工事1及び2の現場代理人と業務代理人を兼任しようとする小規模修繕等業務委託	発注機関名	上記工事と同一	
	業務名		
	業務箇所 (兼任を申請する工事箇所から最も遠い地点)		
	業務期間	年 月 日から	年 月 日まで
業務委託料(税込) ¥ _____	兼任を申請する工事現場と兼任しようとする業務箇所のうち最も遠い地点間の所要時間及び直線距離	約 分	約 Km

- \* 1 契約書の写し及び小規模修繕等業務委託の入札公告(指名通知)を添付すること。
- \* 2 工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上の場合は、兼任できる工事の件数は、原則1件とする(工事2は申請できない)。
- \* 3 工事箇所に隣接し連続した同種の3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)未満の工事箇所については、兼務件数の原則外として兼務件数を1件として取扱うことができる。その場合、請負代金の額が一番大きいものを兼任申請書に記載するものとし、兼務件数を1件として取扱う兼任申請書に記載しない工事についても、申請時に同時に申し出る(様式任意)こと。
- \* 4 2件の工事(\*3により、兼務件数の原則外として2件以上を1件として取扱う場合を除く)と業務代理人の兼任申請をする場合は、予めそれらの工事同士の現場代理人の兼任が発注者により認められているものであること。また、1件の工事と業務代理人の兼任が認められた後に、もう1件の工事の現場代理人との兼任申請をする場合は、工事同士の現場代理人の兼任申請と、両工事と業務代理人の兼任申請を改めて行うこと。

## 現場代理人・業務代理人兼任承認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

当所発注の下記建設工事及び小規模修繕等業務委託について、現場代理人と業務代理人を兼任することを承認します。

### 記

#### 1 兼任を承認する工事及び小規模修繕等業務委託

受注者名	
現場（業務）代理人氏名	
兼任を承認する工事 （工事 1）	
兼任を承認する工事 （工事 2） ※工事 2 件と業務代理人の兼 任を申請している場合	
兼任を承認する小規模修 繕等業務委託	

#### 2 条件

- (1) 現場（業務）代理人は、発注者及び工事現場の連絡員等と、連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。
- (2) 現場代理人は、兼任する工事現場又は業務箇所のいずれかに常駐するものとする。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

様式 2-2

## 現場代理人・業務代理人兼任否認通知書

年 月 日

受注者 様

発注機関の長

年 月 日付で申請があった現場代理人等の兼任は、下記の理由により否認します。

記

受注者名	
現場（業務）代理人氏名	
兼任を否認する工事名 （工事 1）	
兼任を否認する工事名 （工事 2） ※工事 2 件と業務代理人の兼任を 申請している場合	
兼任を否認する 小規模修繕等業務委託名	
理由	